

下田市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関する基本的事項を定めることにより、市の政策形成過程における市民等の参画の機会を提供するとともに、市民等への説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上及び公正を図り、市民参加型のまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の基本的な政策等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、当該案に関する意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。

(対象)

**第3条** パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する基本方針を定める条例
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な方針を定める構想及び計画の策定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

(対象の適用除外)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合であって、実施することが困難であると認められるとき。
- (2) 軽微な内容の変更を行う場合
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地が極めて少ない場合
- (4) 政策等の策定に当たり、縦覧、意見の提出等、意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (5) 附属機関又はこれに準ずる機関においてパブリック・コメント制度に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき、意思決定が行われる場合
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会に提出する場合

(案の公表)

**第5条** 実施機関は、政策等を定めるときには、当該政策等の案及びこれに関する資料をあらかじめ公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により公表する場合には、次に掲げる事項を併せて提示するものとする。

- (1) 意見の提出先

- (2) 意見の提出期間
  - (3) 意見の提出方法
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- 3 第1項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。
- (意見の提出)

**第6条** 前条第2項第2号の提出期間は、30日以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、30日以上提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、実施機関は、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合、当該パブリック・コメント制度に係る政策等の案の公表の際に、その理由を明らかにするものとする。
  - 3 実施機関は、次に掲げる方法により、市民等から意見の提出を受けるものとする。
    - (1) 実施機関が指定する場所への持参
    - (2) 郵便
    - (3) 電子メール
    - (4) ファクシミリ
    - (5) その他実施機関が認める方法
  - 4 意見を提出しようとする者には、住所、氏名及び連絡先の明示を求めるものとする。
- (提出された意見等の取扱い)

**第7条** 実施機関は、提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 提出意見への個別の回答は、行わないものとする。
- (結果の公表等)

**第8条** 実施機関は、パブリック・コメント制度を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公表（議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出をいう。）と同時期に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
  - (2) 提出意見の考慮結果とその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は必要に応じ、同項第1号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。
  - 3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- (実施状況の公表)

**第9条** 市長は、パブリック・コメント制度の実施に係る政策等について、その一覧を作成し、公表するものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用するものとし、同日前において既に策定過程にある政策等については適用しない。